# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名							
39	都城市 価書	学校保健安全法医療費援助事務	基礎項目評					

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市教育委員会は、学校保健安全法医療費援助事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

都城市教育委員会

#### 公表日

令和4年10月1日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

1 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	と取り扱う事務
①事務の名称	学校保健安全法医療費援助事務
②事務の概要	就学援助申請により認定された要保護・準要保護の児童生徒に対し、学校保健安全法に規定されている疾病についての医療費の援助を行っている。 ①学校での検診で学校保健安全法に規定された疾病が発見された児童生徒の保護者へ医療券を交付②交付された医療券にて医療機関を受診 ③医療機関からの医療券による医療費請求を受理 ④医療機関へ医療費の支払い
	【リスク対策の実施状況】 1 特定個人情報ファイルの取扱いログを定期的に確認する 2 情報は全て施錠管理できる場所に保管する。 3 保存期限を経過した情報は、復元できない手段で削除又は廃棄する。 4 使用権限を明確にし、パスワードを随時変更して不正アクセスを防止する。 【特定個人情報の取り扱い状況】
	(1) 特定個人情報の入手       【有】         (2) 特定個人情報の使用       【有】         (3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託       【無】         (4) 特定個人情報の提供・移転       【有】         (5) 情報提供ネットワークシステムとの接続       【無】         (6) 特定個人情報の保管・消去       【有】         (7) 監査       【有】         (8) 従業者に対する教育・啓発       【有】
③システムの名称	医療費援助事務(エクセルファイル)
2. 特定個人情報ファイル:	<b>名</b>
就学援助に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	11. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一第27項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第23条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 別表第二26項及び87項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第19条及び第44条 (情報照会の根拠) 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 別表第二38項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	都城市教育委員会学校教育課
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			平成27年7月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類				
[    基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	び重点項目評価書 び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につ	ついては、それぞれ፤	直点項目評	価書又は全項	質目評価書において、リス	<b>スク対策の詳細が記載</b>
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除ぐ		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[ (	) ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供		]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ O ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[〇]外部	
9. 従業者に対する教育・啓	<b>各発</b>					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月7日	システムの名称	空欄	医療費援助事務(エクセルファイル)		
平成27年5月7日	止•利用停止請水	都城市教育委員会学校教育課	都城市教育委員会教育総務課		
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	学校教育課長 久保田 賢一郎	学校教育課長 児玉 晴男	事後	事前の提出・公表ができない ため
	5 評価実施機関における切	学校教育課長 児玉 晴男	学校教育課長 前村 賢一	事後	事前の提出・公表ができない ため
平成31年4月1日			【リスク対策の実施状況】 【特定個人情報の取り扱い状況】	事前	
平成31年4月1日	□ = 1 / エ = + + + + 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 ×	学校教育課長 前村 賢一	課長	事前	
	Ⅳ リスク対策		項目追加	事前	